

令和 4 年 5 月 20 日

掘り起こし・総ざらい等に関する JESCO の取組状況

PCB 処理営業部

令和 3 年度末に計画的処理完了期限を迎えた大阪事業エリアの変圧器・コンデンサー等の処理及び北九州・大阪・豊田事業エリアの安定器・汚染物等の処理、同じく令和 3 年度末に処分期間末を迎えた豊田、東京及び北海道の各事業エリアの変圧器・コンデンサー等の処理を始めとして、各事業エリアでは自治体、地方環境事務所、産業保安監督部等と連携して保管事業者への対応を行い、掘り起こし・総ざらいの取組を進めている。以下、それぞれの概況を示す。

1. 変圧器・コンデンサー等に関する処理

1) 令和 3 年度末に計画的処理完了期限を迎えた大阪事業エリアの状況

大阪事業エリア（変圧器・コンデンサー等）では、自治体とともに、PCB 特別措置法の届出と JESCO への登録から、契約締結・処理までを速やかに完了させつつ、産業保安監督部とも連携して使用中の機器への対応を行ってきた。このような取組の結果、行政代執行に至った案件は 7 件にとどまり、処理手続難航者も残らない状態で計画的処理完了期限を迎えた。

2) 令和 3 年度末に処分期間末を迎えた豊田、東京及び北海道の各事業エリアの状況

豊田事業エリア（変圧器・コンデンサー等）では、中部地方環境事務所主催の処理促進連絡会が定期的開催され、JESCO もこれに参加し、処理手続状況など関係機関で情報共有しながら取り組んでいる。

東京事業エリア（変圧器・コンデンサー等）では、自治体が把握している保管者又は使用者の最新情報や、いわゆる「JESCO 未登録台帳」（PCB 特別措置法届出データ、電気事業法届出データ、P 協データ（旧財団法人電気絶縁物処理協会が変圧器・コンデンサーを設置していた事業者の情報をデータ化したもの）と JESCO 登録情報をそれぞれ照合した未登録情報）等を整理・活用し、これをベースに、その後の登録への移行や処理手続きの状況等の把握、進捗管理を行っている。

北海道事業エリア（変圧器・コンデンサー等）では、JESCO 登録がされている保管者の処理状況、自治体の立入状況等の情報をリスト化し、共有資料として整備し、関係機関が足並みをそろえて処理促進を図っている。

いずれの事業エリアでも自治体の現地調査や立入指導への同行等を通じて、未搬入事業者や未登録事業者について計画的処理完了期限内に搬入ができるよう対応を進めている。

2. 安定器・汚染物等に関する処理

1) 令和3年度末に計画的処理完了期限を迎えた北九州・大阪・豊田事業エリアの状況

北九州・大阪・豊田事業エリア（安定器・汚染物等）では、令和3年11月19日付け環境省通知¹を受け、12月28日にJESCOでの新規の登録受付・契約締結を締め切った。それまでにJESCOに登録されたもののうち、令和3年度の処理対象分は、令和4年2月15日までに搬入し処理を終えたところである。

2) 令和4年度末に処分期間末を迎える東京・北海道事業エリアの状況

東京・北海道事業エリア（安定器・汚染物等）では、使用中やJESCOの処理対象か否か未仕分け等の理由で搬入できない安定器等を仮に登録しておく制度である「予備登録」を行っている事業者に対し、JESCOへの正式な登録「搬入荷姿登録」への移行又はJESCOの処理対象ではない廃棄物の取り下げを促す書面を発出するとともに、処理期限が迫りより正確にJESCO処理対象量を把握し計画的な処理を進める観点から、令和4年4月から「予備登録」を終了する旨をJESCOホームページに掲載したほか、エリアごとに自治体と連携して勉強会等を開催するなど、対応を進めている。

3. 上記以外の取組

令和3年4月から、新たに「収集運搬情報交換広場」の運用を開始しており、Web上で、①保管事業者が収集運搬事業者の選定に当たって必要となる見積り依頼等を容易に行えるよう支援するとともに、②収集運搬事業者が保管事業者に対して営業活動を行えるよう支援し、保管事業者と収集運搬事業者の収集運搬委託契約の締結促進を図っている。

また、自治体による掘り起こし調査の対象となる保管事業者の保有する廃安定器や使用中安定器について、保管現場等でのPCB使用・不使用の判別支援の実施や、廃安定器の銘板情報からPCB使用・不使用の判別を支援するツール並びにPCB使用安定器の調査に関する動画のJESCOホームページへの掲載等、各種技術支援を実施している。

PCB廃棄物処理基金を活用した中小企業者等軽減制度が順次拡充されており、JESCOとしてもその着実な執行を図っている。上述した各種取組とも相まって、JESCOへの登録及びその後の処理に向けた手続きの円滑化（詳細は5.参照）や処理手続難航者の減少等につながっている。

¹ 北九州・大阪・豊田事業対象地域の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等（安定器及び汚染物等）の処理に係る令和3年度後半以降の行政処分等の対応について（通知）

4. 今後の対応

1) 処分期間及び計画的処理完了期限内の取組

令和4年度末に計画的処理完了期限を迎える豊田、東京及び北海道の各事業エリアの変圧器・コンデンサー等の処理については、処理手続難航者が、豊田事業エリアで16事業者(コンデンサー58台、保管容器1台)、東京事業エリアで6事業者(コンデンサー9台)、北海道事業エリアで41事業者(コンデンサー69台、保管容器2台)となっているが、こうした者への対応を含め、期限内の確実な処理に向け、より一層関係機関との連携を強化して取り組んでいく。

東京・北海道事業エリアの安定器・汚染物等の処理については、令和4年度は処分期間末に向けた重要な1年であることから、処理手続難航者のリスト化を始めとして関係機関と連携しながら計画的な処理を図っていく。

2) 環境省による処理継続要請の結果を踏まえた取組

令和3年9月の環境省から各立地自治体に対する処理継続要請の結果を踏まえ、JESCOとしても着実に取組を進めていく。

大阪事業エリア(変圧器・コンデンサー等)については、新規発見事案に対して自治体とJESCOが一体となって速やかな登録・処理を促してきたところであり、引き続き、関係者と連携して対応していく。

北九州事業エリア(変圧器・コンデンサー等)については、平成30年度末に計画的処理完了期限を迎え、それ以降の新規発見事案は、継続保管物として自治体による指導の下、保管者により保管されてきている。また、北九州・大阪・豊田事業エリア(安定器・汚染物等)についても、令和4年1月以降の新規発見事案は、同じく継続保管物として取り扱われている。これらに対して、環境省の方針²(別紙参照)に従い、自治体とも連携しながらJESCOでの処理等を進めていく。

3) JESCO内の体制整備

上記2)への対応が発生するものの、今後は業務の中心が西日本から東日本へと移行していく状況にあり、できる限り速やかにこれに対応できるよう社内体制の整備も進めていく。

5. 新規登録事業場件数の推移

自治体による掘り起こし調査の進展と併せて、中小企業者等軽減制度が順次拡充されたこともあり、JESCOへの登録及びその後の処理に向けた手続きの円滑化につながっている。例えば、令和2年10月から、収集運搬費用等への助成が開始されるとと

² 令和4年4月26日付け事務連絡「継続保管物に係る取扱いの変更について(依頼)」及び令和4年5月10日～13日に開催された自治体向け説明会資料「継続保管物等への対応方針に係る説明会」

もに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けた保管事業者への追加軽減措置（令和2年2月以降に JESCO に処分費用の支払いを完了した分まで遡及適用、令和3年3月31日までの申請を対象とする期間限定的な措置。以下「コロナ追加軽減措置」という。）が講じられたところである。

令和2・3年度の変圧器・コンデンサー等と安定器・汚染物等について、令和3年度末時点における新規登録事業場件数の推移を整理すると以下のとおりである。

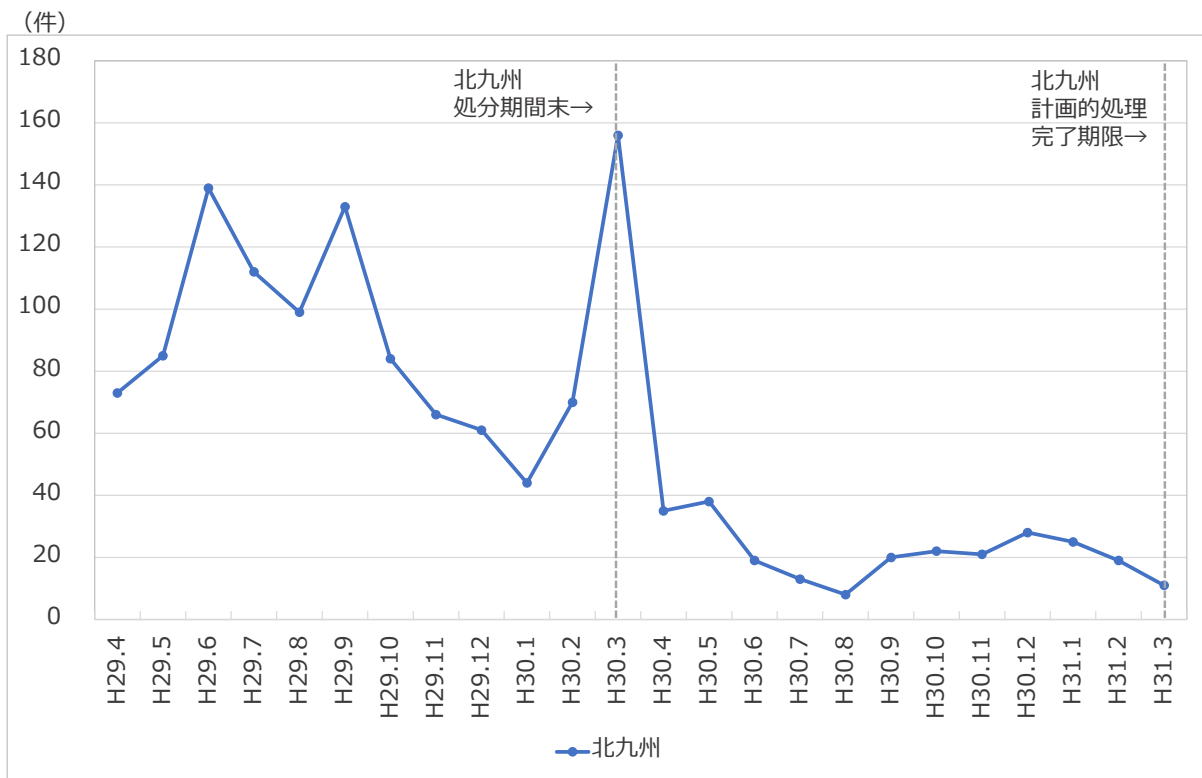


図1 北九州事業エリア（変圧器・コンデンサー等）の新規登録事業場件数

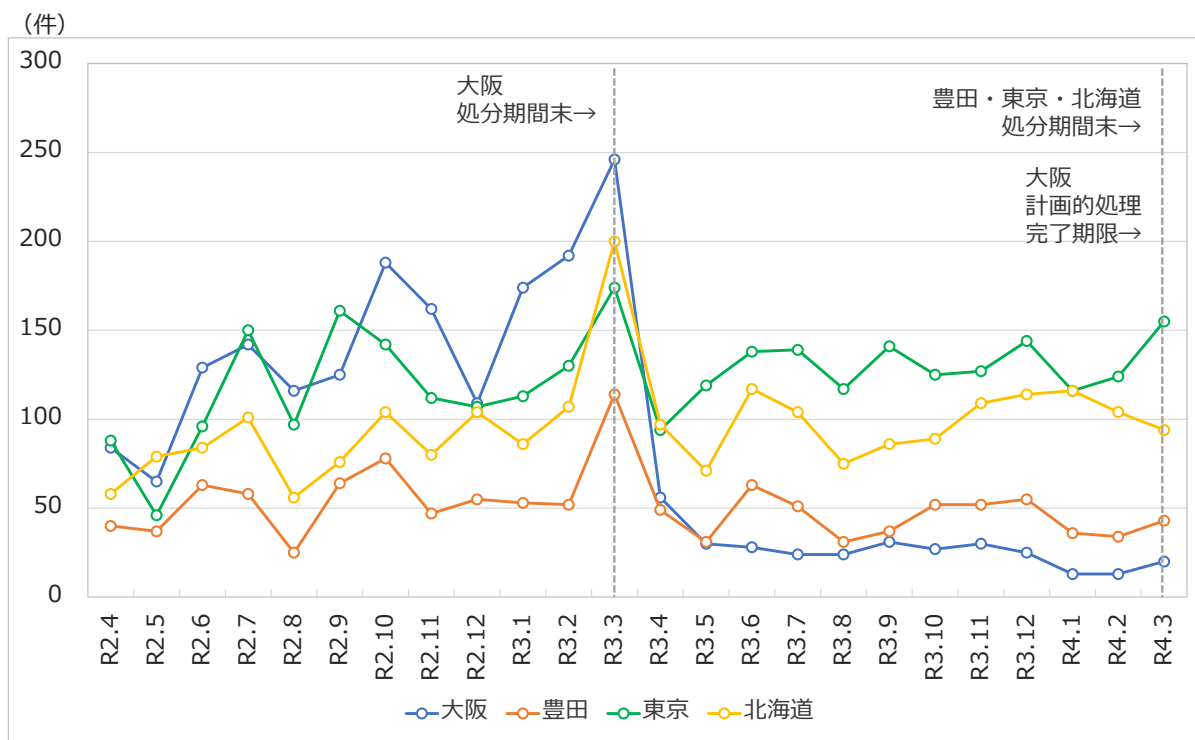


図 2-1 新規登録事業場件数（変圧器・コンデンサー等）

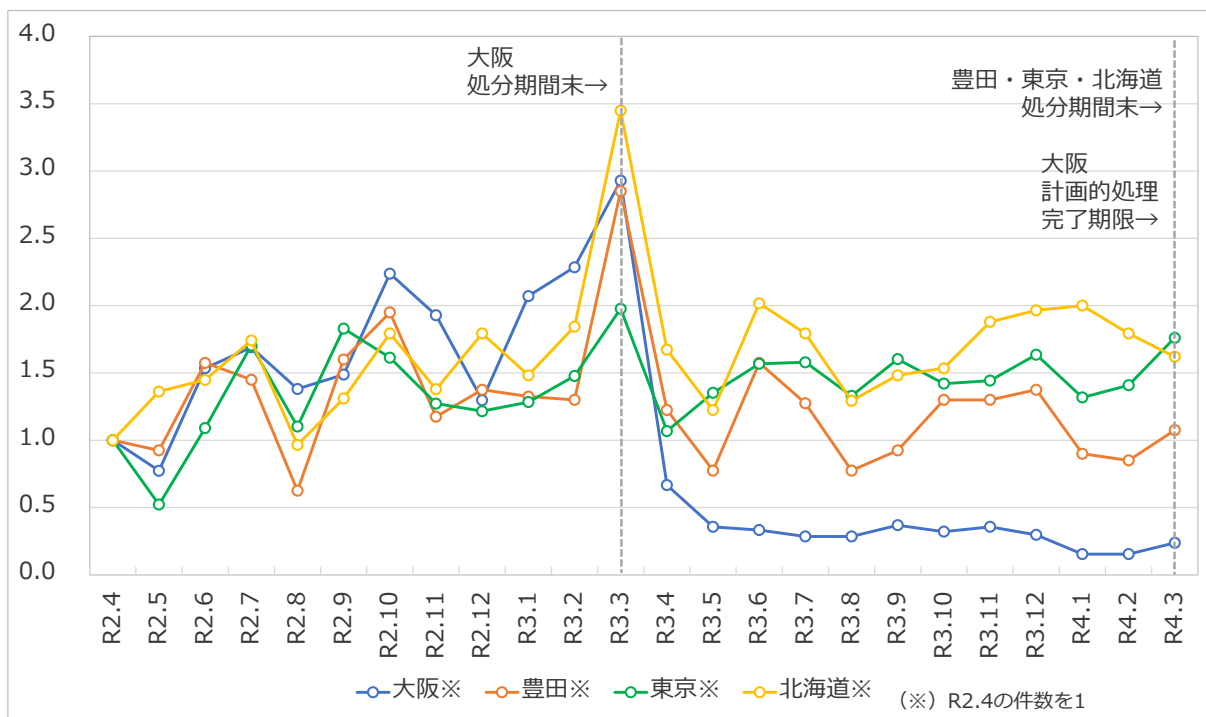


図 2-2 新規登録事業場件数（変圧器・コンデンサー等）の R2.4 基準比率

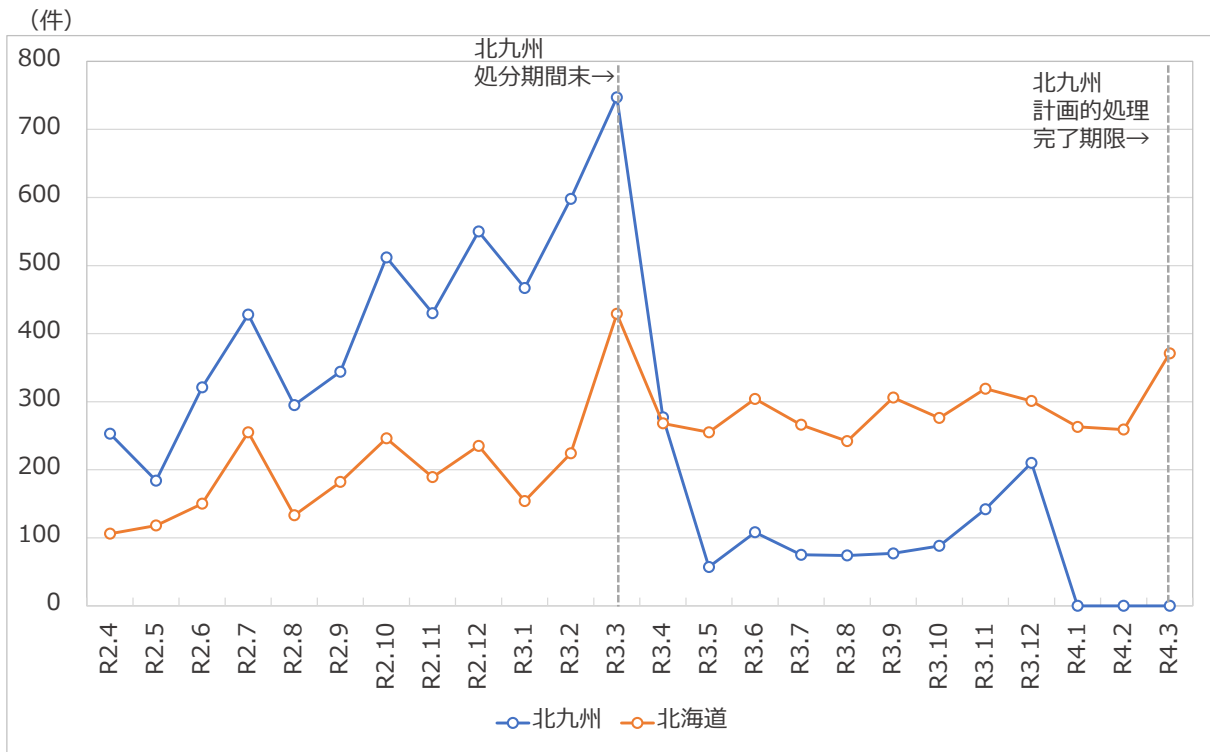


図 3-1 新規登録事業場件数 (安定器・汚染物等)

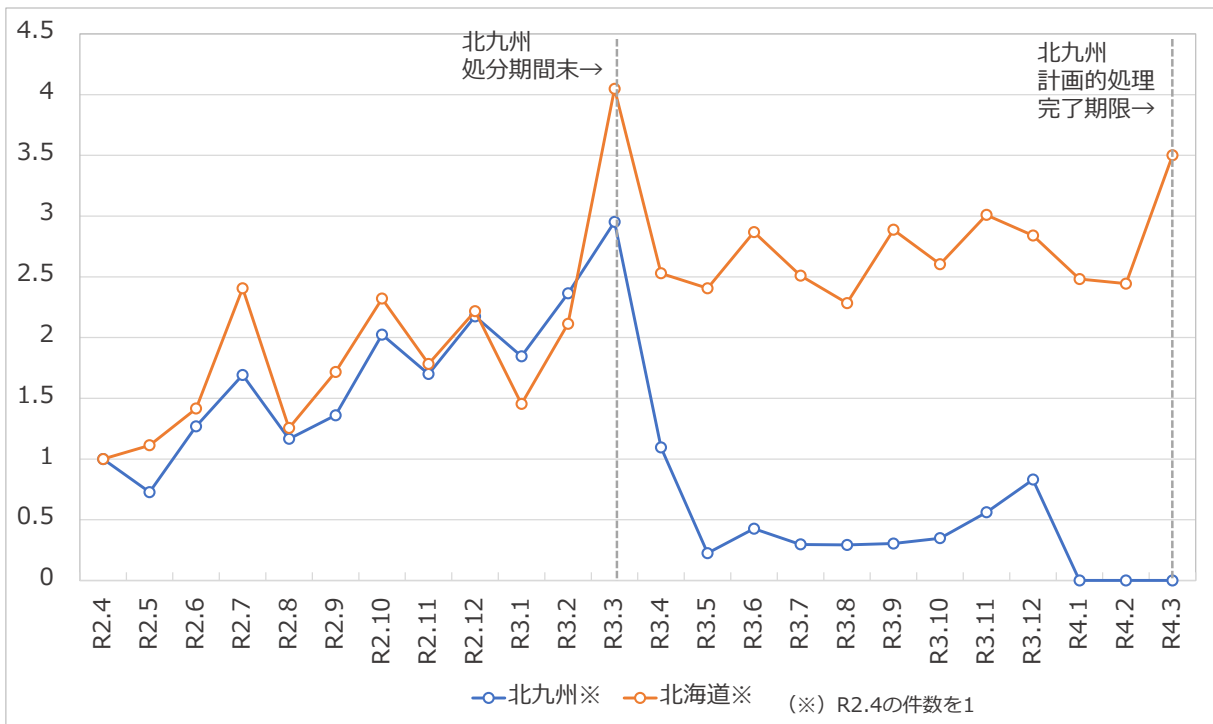


図 3-2 新規登録事業場件数 (安定器・汚染物等) の R2.4 基準比率

(変圧器・コンデンサー等)

・北九州事業エリアでは、処分期間末に向けて新規登録事業場件数が増大し、平成 30

年度は横ばいで推移し、計画的処理完了期限を迎えた。大阪事業エリアでも、北九州事業エリアと類似した推移となっている。ただし、令和2年度末は、コロナ追加軽減措置の申請〆切日であったことから、駆け込み登録の影響も含まれていると思われる。

- ・豊田、東京及び北海道の各事業エリアでは、令和3年度末の処分期間満了に向けて、東京事業エリアで若干の駆け込み登録が発生し、豊田事業エリアでも新規登録事業場件数が多少増大したが、北海道事業エリアでは令和4年1月以降は減少傾向となった。自治体による掘り起こし調査や中小企業者等軽減制度の拡充により、より早い段階での事案の発見と JESCO への登録につながったものと推察される。

(安定器・汚染物等)

- ・北九州事業エリアでは、処分期間末に向けて新規登録事業場件数が増大傾向となり、その後は落ち着いている。令和4年1月以降 JESCO での新規登録の受付を行わないこととした影響もあり、令和3年末にかけて駆け込み登録が発生している。
- ・北海道事業エリアについては、仮に先行する北九州事業エリアと類似した変動となるのであれば、令和4年度末の処分期間末に向けて、これから新規登録事業場件数が増大傾向となっていく可能性がある。いずれにせよ、引き続き今後の動向に注視しながら対応していくことが重要となる。
- ・なお、令和2年度末は、コロナ追加軽減措置の申請〆切日であったことから、駆け込み登録が発生している。